

## 井原市すまいるサービス実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、井原市すまいるサービスの実施について介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) すまいるサービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の6第2号の基準に従い実施されるサービス・活動Aによる訪問型サービスをいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の5に規定する指定事業者のうち、市長が別に定める基準により、すまいるサービスを適切に提供できる事業所として指定した事業者をいう。
- (3) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる事業の費用に係る対価をいう。
- (4) 地域包括支援センター等 法第115条の46に規定する地域包括支援センター及び地域包括支援センターからの委託により介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を実施する居宅介護支援事業者をいう。
- (5) ケアプラン 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントにおいて作成される計画をいう。
- (6) 事業対象者 第1号被保険者のうち、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1の質問項目の回答が同基準に定める様式第2に掲げる基準のいずれかに該当する者をいう。
- (7) 総合事業訪問介護 省令第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）第3条に規定する指定相当訪問型サービスをいう。
- (8) 総合事業訪問介護指定事業者 前号のサービスを適切に提供できる事業所として、市長

が指定した事業者をいう。

(一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定事業者は、すまいるサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

4 指定事業者は、法人でなければならない。

(基本方針)

第4条 すまいるサービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活に必要な生活支援を提供することにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(事業内容)

第5条 すまいるサービスの事業内容は、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成30年3月30日老振発0330第2号厚生労働省老健局振興課長通知）に規定するもののうち、次の各号に掲げる生活援助サービスであって、適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 環境整備（換気、室温及び日当たりの調整等）
- (2) 家屋内の掃除（居室内、トイレ、卓上等の清掃）
- (3) ゴミ出し（分別を含む。）
- (4) 洗濯（洗濯、物干し、取り入れ、収納及びアイロンがけ）
- (5) ベッドメイク（利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等）
- (6) 衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え）
- (7) 被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- (8) 配膳及び後片づけ
- (9) 日常品等の買い物（内容の確認並びに品物及び釣銭の確認を含む。）
- (10) 安否確認

2 前項第10号の安否確認は、同項第1号から第9号までの生活援助サービスと同時に利用者への見守り及び声かけを行うことをいう。

3 第1項の生活援助サービスの提供にあつては、常時2名の従業者によって行うものとする。ただし、介護福祉士の資格を有する者又は法第8条第2項に規定する政令で定める者が行う場合には、1名で行うことができる。

(利用回数及び利用時間)

第6条 すまいるサービスの利用回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を目安とし、地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントに基づき決定する。

(1) 事業対象者 1週につき1回

(2) 要支援1認定者 1週につき1回から2回程度

(3) 要支援2認定者 1週につき1回から3回程度

2 利用時間は、1回の利用につき、原則45分以上60分以内とする。

(費用の額)

第7条 すまいるサービスに要する費用（以下「サービス事業費」という。）の額は、1回当たりの単位数に1単位の単価を乗じて得た額とする。

2 前項の1回当たりの単位数は、200単位とする。

3 第1項の1単位の単価は、10円とする。

(従業者の員数)

第8条 指定事業者がすまいるサービスを行う事業所（以下「サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 指定事業者は、サービス事業所ごとに、すまいるサービスの利用者数に応じ必要と認められる数のすまいるサービスの提供責任者（以下「責任者」という。）を設置しなければならない。

3 前項の責任者は、従業者のうち、すまいるサービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対するすまいるサービスの提供に支障がないと市長が認めるときは、同一敷地内にある他の事業所等に従事することができる。

4 指定事業者が、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は総合事業訪問介護指定

事業者の指定を受け、かつ、すまいるサービスと指定訪問介護又は総合事業訪問介護が同一の事業所において一体的に運営されているときは、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第9条 指定事業者は、サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、サービス事業所の管理上支障がないと市長が認めるときは、当該サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備、備品等)

第10条 指定事業者は、サービス事業所に事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、すまいるサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定事業者が、指定訪問介護事業者又は総合事業訪問介護の指定を受け、かつ、すまいるサービスと指定訪問介護又は総合事業訪問介護が同一の事業所において一体的に運営されているときは、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は井原市総合事業訪問介護実施要綱（平成29年井原市告示第7号）第10条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定事業者は、すまいるサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族（以下「利用申込者等」という。）に対し、第30条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のすまいるサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該すまいるサービスの提供の開始について利用申込者等の同意を得なければならない。

2 指定事業者は、利用申込者等から申出があったときは、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的

方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者等の閲覧に供し、当該利用申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（利用申込者等が電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をするときは、指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに、前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者等がファイルへ記録を出力することにより、文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者等に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定事業者が使用するもの

(2) ファイルの記録方式

5 前項の規定による承諾を得た指定事業者は、当該利用申込者等から文書又は電磁的方法により第1項に規定する重要事項の電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者等に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって行ってはならない。ただし、当該利用申込者等が再び前項の規定による承諾をしたときは、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第12条 指定事業者は、正当な理由なくすまいるサービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条 指定事業者は、当該サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該サービス事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なすまいるサービスを提供することが困難であると認めるときは、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第14条 指定事業者は、すまいるサービスの提供を求められたときは、その者の提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の認定（以下「要支援認定等」という。）の有無、要支援認定の有効期間及び負担割合を確かめるものとする。

2 指定事業者は、前項の介護保険被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、すまいるサービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定等の手続に係る援助）

第15条 指定事業者は、すまいるサービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに要支援認定等の手続が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定事業者は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントが行われていない場合であっても、必要と認めるときは、当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する遅くとも30日前には要支援認定の更新手続がされるように、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第16条 指定事業者は、すまいるサービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他保健医療サービス、福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第17条 指定事業者は、すまいるサービスの提供に当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定事業者は、すまいるサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して適切な指導を行い、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報を提供するとともに、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（ケアプランに沿ったサービスの提供）

第18条 指定事業者は、当該利用者に対してケアプランが作成されているときは、当該ケアプランに沿ったすまいるサービスを提供しなければならない。

（ケアプランの変更の援助）

第19条 指定事業者は、利用者がケアプランの変更を希望するときは、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第20条 指定事業者は、すまいるサービスの従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第21条 指定事業者は、すまいるサービスを提供したときは、当該すまいるサービスの提供日及び内容、当該すまいるサービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者のケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定事業者は、すまいるサービスを提供したときは、提供した具体的なすまいるサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第22条 指定事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできるすまいるサービスを提供した際は、当該利用者から利用料の一部として、当該すまいるサービスに係る第1号事業支給費基準額（法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより市が算定した費用の額（その額が現に当該すまいるサービスに要した費用の額を超える

ときは、当該すまいるサービスに要した額とする。)をいう。以下同じ。)から当該指定事業者を支払われる第1号事業費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできないすまいるサービスを提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と、すまいるサービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、第5条第9号に規定する事業の実施に当たり自動車を使用する必要があるときは、交通費実費分として利用者から次に掲げる額の支払を受けることができる。

(1) 利用者の居住する場所から店舗等までの往復の距離が、1キロメートル以上10キロメートル未満にあつては、1回当たり300円とする。

(2) 利用者の居住する場所から店舗等までの往復の距離が、10キロメートル以上にあつては、1回当たり500円とする。

4 指定事業者は、前項に規定する費用の額に係るすまいるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等に対して当該すまいるサービスの内容及び費用の説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

(基本取扱方針)

第23条 すまいるサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定事業者は、自らその提供するすまいるサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定事業者は、すまいるサービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、すまいるサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるすまいるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定事業者は、すまいるサービスの提供に当たり、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が第5条第1項に規定する事業に主体的に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的取扱方針)

第24条 すまいるサービスの具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) すまいるサービスの提供に当たり、責任者は、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境その他の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 責任者は、ケアプランに基づき、すまいるサービスの具体的な提供内容を記載したサービス指示書を作成し、従業者へ指示するものとする。
- (3) すまいるサービスの提供に当たり、責任者は、前号に規定するサービス指示書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(提供に当たっての留意点)

第25条 指定事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながらすまいるサービスの提供を行わなければならない。

- (1) 指定事業者は、地域包括支援センター等におけるアセスメントにおいて把握された課題、状況等を踏まえつつ、効率的なすまいるサービスの提供に努めること。
- (2) 指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域住民による自主的な取組等による支援並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用の可能性についても考慮すること。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 指定事業者は、利用者が従業者の同居の家族であるときは、当該従業者に当該利用者に対するすまいるサービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第27条 指定事業者は、すまいるサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしにすまいるサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態となったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によってすまいるサービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時の対応)

第28条 従業者は、現にすまいるサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要と認められる場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び責任者の責務)

第29条 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) すまいるサービスの利用の申込みに係る調整を行うこと。
- (2) 利用者の状態の変化やすまいるサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター等と連携を図ること。
- (4) 従業者（責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 従業者の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 従業者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 従業者に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他すまいるサービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第30条 指定事業者は、サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) すまいるサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

（総合的なサービスの提供）

第31条 指定事業者は、すまいるサービスの運営に当たっては、第5条に規定する事業のうち特定のサービスのみを扱うことがないよう、総合的に提供するための体制を整えなければならない。

（勤務体制の確保）

第32条 指定事業者は、利用者に対し適切なすまいるサービスを提供できるよう、サービス事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めなければならない。

2 指定事業者は、サービス事業所ごとに、当該サービス事業所の従業員によってすまいるサービスを提供しなければならない。

3 指定事業者は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
(衛生管理)

第33条 指定事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定事業者は、サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第34条 指定事業者は、サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のすまいるサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持)

第35条 サービス事業所の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、当該サービス事業所の従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるときは当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いるときは当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第36条 指定事業者は、サービス事業所について広告をするときは、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定事業者は、ケアプランの作成又は変更に関し、地域包括支援センターの保健

師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止）

第37条 指定事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるすまいるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第38条 指定事業者は、提供したすまいるサービスに係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定事業者は、提供したすまいるサービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

4 指定事業者は、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定事業者は、市から求めがあったときは、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

6 指定事業者は、提供したすまいるサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第39条 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したすまいるサービスに関する利

用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定事業者は、サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してすまいるサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもすまいるサービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第40条 指定事業者は、利用者に対するすまいるサービスの提供により事故が発生したときは、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定事業者は、利用者に対するすまいるサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 指定事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、すまいるサービスの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定事業者は、次に掲げる利用者に対するすまいるサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第21条第2項に規定する提供した具体的なすまいるサービスの内容等の記録
- (2) 第27条に規定する市への通知に係る記録
- (3) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第43条 指定事業者は、すまいるサービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現にすまいるサービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

- 2 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内にすまいるサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該すまいるサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等、他の指定事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(電磁的記録等)

第43条の2 指定事業者及びすまいるサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第13条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定事業者及びすまいるサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第44条 この要綱に定めるもののほか、すまいるサービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年井原市告示第13号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第5条（第1項各号列記以外の部分に係る部分を除く。）及び第8条第1項の改正規定並びに次項中井原市介護予防・日常生活総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年井原市告示第6号）別表第1（備考4を削り、備

考5を備考4とする部分を除く。)の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱の一部改正)

2 井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱を次のように改正する。

(略)

(施行のために必要な準備)

3 この要綱の規定による改正後の井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第2条の規定による指定等の申請については、市長は、この要綱の施行前においても指定等の申請を受けることができる。

附 則 (令和7年井原市告示第103号)

この要綱は令和7年4月1日から施行する。